

佐賀市農業経営収入保険制度加入支援事業費補助金

経営努力では避けられない、農業収入の減少を補てんする収入保険の加入促進

農家の経営安定化を目指し、令和5年に向けた収入保険の加入者に保険料の一部を助成します。

【対象者】

- ① 市内に住所を有する農業者等、または市内に拠点を有する農業法人等
- ② 令和5年の収入保険に加入し、保険料を納付される方
- ③ 市税を完納している方
- ④ 市の指定する期限までに必要な書類を添えて補助金の申請及び実績報告を行う方



【補助金額】

令和5年の保険料の自己負担分（積立金及び付加保険料を除く）の8割以内
※千円未満切り捨て（上限 10万円）

申請受付期間：令和4年10月3日（月）～令和5年1月31日（火）

【必要書類】

- ① （様式第1号）佐賀市農業経営収入保険制度加入支援事業費補助金交付申請書
※市役所農業振興課、各支所総務・地域振興グループで配付
- ② 収入保険の加入状況を証明する書類（佐賀県農業共済組合佐賀支所で発行）
※三瀬支所管内は佐賀県農業共済組合三神支所で発行
- ③ 市税の滞納のない証明 ※市役所1階市民生活課及び各支所市民サービスグループで
300円の手数料がかかります
- ④ 通帳の写し・印鑑

【提出先】

市役所農業振興課、各支所総務・地域振興グループ

※保険料を3月中旬までに確定する必要がありますので確定申告はお早めに！

【収入保険とは】

- ・農産物の品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんします。
- ・保険期間の収入が基準収入（農業者ごとの過去5年間の農業収入の平均）の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんされます。
- ・確定申告で青色申告を5年以上行っている農業者を基本としますが、加入時に青色申告の実績が1年以上あれば加入できます。



【問い合わせ先】

○補助金に関するお問い合わせ

お住まいの地域の本庁舎または支所にお問い合わせください。

佐賀市役所農業振興課水田対策係（市役所4階） TEL0952-40-7117

佐賀市諸富支所 総務・地域振興グループ TEL0952-47-4905

佐賀市大和支所 総務・地域振興グループ TEL0952-62-1111

佐賀市富士支所 総務・地域振興グループ TEL0952-58-2111

佐賀市三瀬支所 総務・地域振興グループ TEL0952-56-2111

佐賀市川副支所 総務・地域振興グループ TEL0952-45-8912

佐賀市東与賀支所 総務・地域振興グループ TEL0952-45-1022

佐賀市久保田支所 総務・地域振興グループ TEL0952-68-2111

○収入保険に関するお問い合わせ

- ・旧佐賀市・大和町・富士町・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町の農業者の方

佐賀県農共済組合佐賀支所 TEL0952-45-0133

- ・三瀬村の農業者の方

佐賀県農共済組合三神支所 TEL0952-52-2964